

被災された方が、雇用保険に未加入だった場合の手続きについて

- 雇用保険の失業手当を受ける場合には、雇用保険に加入していたことが要件となります。
- 本来雇用保険に加入すべき方が「未加入」であった場合には、遡って雇用保険の加入手続きを行うことができます。

雇用保険の加入要件

雇用される労働者の方が、次に該当する場合は雇用保険の被保険者となります。

- ◇ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ◇ 31日以上雇用見込みがあること

※ 「31日以上雇用見込み」とは？

例えば、雇用契約期間が31日未満であっても、雇用契約を更新することとなっている場合などは、雇用保険が適用されることとなります。

労働者の方は、加入手続きについて確認することができます

労働者の方は、「雇用保険の加入手続きがなされているか」について、ハローワークに確認を求めることができます。

本来雇用保険に加入すべき方が「未加入」であった場合には、遡って雇用保険の加入手続きを行うことができます。

雇用保険に加入すべきだったが、事業主により加入手続きが行われていなかった場合は、ハローワークにおいて遡って加入手続きを行うことができます。

詳しくは、最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

